商品概要説明書　変動金利定期貯金（単利型）

（令和６年10月１日現在適用中）

１．商 品 名	・変動金利定期貯金（単利型）
２．ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
３．期　　間	・定型方式 ３年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１０，０００円以上 ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
６．利　　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入後６ヵ月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から６ヵ月ごとに、当会が預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の６ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６ヵ月ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率［利率を変更したときは変更後の利率］×７０％。小数点第４位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を１円として１年を３６５日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※令和１９年１２月３１日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
７．手 数 料	―
８．付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年０．５％を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

９．中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **①　６ヵ月未満　：　解約日における普通貯金利率** **②　６ヵ月以上１年未満　：　約定利率×４０％** **③　１年以上１年６ヵ月未満　：　約定利率×５０％** **④　１年６ヵ月以上２年未満　：　約定利率×６０％** **⑤　２年以上２年６ヵ月未満　：　約定利率×７０％** **⑥　２年６ヵ月以上３年未満　：　約定利率×９０％** **・中途解約の場合、中途解約利息以上に、すでに中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。**
10. 貯金保険制度（公的制度）	**・保護対象** **この貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
11．苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会管理部リスク審査課(電話：０７７６－２７－８２３４)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会管理部リスク審査課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：０７７６－２３－５２５５） 京都弁護士会（電話：０７５－２３１－２３７８） 愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）
12．その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

・ご不明な点は、当会窓口までお気軽にお問い合わせください。